

令和8年度 介護職員等処遇改善加算 にかかる情報公開（見える化要件）

賃金改善内容

基本給のベースアップ・・・対象職員の給料表を見直し、基本給をベースアップする

※ 介護従事者、看護職員、居宅・包括職員

介護従事者に支給する手当にて支給する（処遇改善手当及び介護職員手当）

※ 介護従事者（両手当）、看護職員（処遇改善手当のみ）

上記手当の増額

※ 経験・技能のある職員（当法人にて10年勤務、介護福祉士所有）

取り組み内容

全事業所 加算Ⅰ（ロ）を算定

キャリアパス要件：すべて該当

職場環境要件：該当 以下のとおり

- | | |
|-------|---|
| 入職促進 | <ul style="list-style-type: none">法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化他産業からの転職者、主婦層、中高年者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の構築 |
| 資質の向上 | <ul style="list-style-type: none">介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援 など研修の受講やキャリア段位制度の人事考課との連動 |
| 両立支援 | <ul style="list-style-type: none">職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りの取り組み |
| 健康管理 | <ul style="list-style-type: none">福利厚生、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置や体制の充実短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック など事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制充実 |
| 生産性向上 | <ul style="list-style-type: none">現場の課題の見える化を実施5S活動等の実践による職場環境の整備を行っている。業務手順書や記録様式等の工夫による情報共有、作業負担の軽減介護ソフト、情報端末の導入 |
| やりがい等 | <ul style="list-style-type: none">職場コミュニケーションの円滑化による勤務環境やケア内容の改善地域包括ケアとしての地域児童や生徒、住民との交流の実施利用者本位のケア方針や介護保険、法人理念を学ぶ機会の提供ケアの好事例や利用者、その家族から謝意の情報を共有する機会提供 |